



平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 クリムゾン
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 姚 健
問合せ先 取締役管理本部長 児玉俊明
電 話 03-5637-0505

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日開催の取締役会において株式分割の実施及び単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位の 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 7 月 31 日（水曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 7 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

本日（平成 25 年 7 月 9 日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	41,715 株
② 今回の分割により増加する株式数	4,129,785 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	4,171,500 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	7,000,000 株

※上記の発行済株式総数は、基準日までに新株予約権が行使された場合増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 7 月 12 日 (金曜日)
② 基準日	平成 25 年 7 月 31 日 (水曜日)
③ 効力発生日	平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額等の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日) 以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整されます。

第 2 回新株予約権 (平成 23 年 12 月 9 日取締役会決議および平成 24 年 1 月 30 日臨時株主総会決議に基づく発行分)

調整前行使価額 : 15,000 円

調整後行使価額 : 150 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記 2. の株式分割の効力発生を条件として、株式分割の効力発生日である平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日)

(ご参考) 平成 25 年 7 月 29 日 (月曜日) をもって、取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記 2. の株式分割および 3. の単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条 2 項および会社法第 191 条第 1 項の規定に基づく取締役会議により、平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日) をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。
- ② 第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則 1 を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第34条 (条文省略)	第8条～第35条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更 および第7条 (単元株式数) の新設、ならび にそれに伴う条数の 繰り下げは、平成25 年8月1日をもって その効力を生じる。な お、本附則は、効力発 生日をもってこれを 削除する。

以上